

誓 約 書

私
私共 は地方税法施行令第43条の15第15項第1号から第4号までのいずれにも

該当しない者であることを誓約します。

令和 年 月 日

宮 崎 県 知 事 殿

氏名又は名称

備 考

二人以上の者が代表者を定めて免税軽油使用者証の交付を受ける場合にあつては、免税軽油使用者全員がその氏名又は名称を記載すること。

地方税法施行令（抜粋）

第四十三条の十五第十五項

法第四百四十四条の二十一第三項に規定する政令で定めるときは、次の各号のいずれかに該当するときとする。

- 一 免税軽油使用者が地方税に関する法令の規定に違反したことにより法第四百四十四条の二十一第四項の規定により免税軽油使用者証及び免税証の返納を命ぜられ、その日から起算して二年を経過しない者であるとき。

- 二 免税軽油使用者が国税又は地方税の滞納処分を受け、その滞納処分の日から起算して二年を経過しない者であるとき。

- 三 免税軽油使用者が国税若しくは地方税に関する法令の規定により罰金以上の刑に処せられ、又は国税通則法第一百五十七条第一項、関税法第四百四十六条第一項（とん税法第十四条及び特別とん税法第十二条において準用する場合を含む。）若しくは法第二十二条の二十八第一項の規定により通告処分を受け、それぞれ、その刑の執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなつた日又はその通告の旨を履行した日から起算して三年を経過しない者であるとき。

- 四 免税軽油使用者が法人であつて、その役員のうち前三号のいずれかに該当する者があるとき。

- 五 前各号に掲げるときのほか、免税軽油使用者証を交付することが軽油引取税の取締り又は保全上特に不相当と認めるとき。